（第１号様式別紙１）

移住支援金対象事業者に係る登録の申請に関する誓約事項

１　京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び京都府内の市町村から求められた場合には、それに応じます。

２　移住支援金対象事業者に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取消しに応じます。

３　移住支援金対象事業者に係る登録の申請に当たって、移住支援金申請者が就業して１年以内に職を辞した場合は、申請者の居住する市町村へ連絡します。